

水質汚濁に係る農薬登録基準として
環境大臣の定める基準の設定に関する資料
(案)

資 料 目 次

| | 農薬名 | 基準設定 | ページ |
|---|--------|------|-----|
| 1 | アラクロール | 再評価 | 1 |

令和8年6月17日

環境省 水・大気環境局 環境管理課 農薬環境管理室

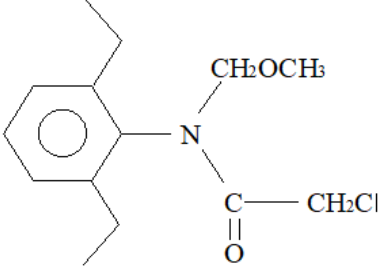
評価農薬基準値(案)一覧

| 農薬名 | 基準値(mg/L) |
|----------|-----------|
| 1 アラクロール | 0.02 |

水質汚濁に係る農薬登録基準の設定に関する資料
 アラクロール
 (再評価対象剤)

I. 評価対象農薬の概要

1. 物質概要

| | | | | | |
|----------------|---|-----|-------|------------------------------------|------------|
| 化学名 (IUPAC) | 2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド | | | | |
| 分子式 | C ₁₄ H ₂₀ ClNO ₂ | 分子量 | 269.8 | CAS 登録番号 (CAS RN [®]) | 15972-60-8 |
| 構造式 |  | | | | |

2. 作用機構等

アラクロールは、アセトアニリド構造を持つ酸アミド系除草剤であり、超長鎖脂肪酸の生合成阻害を起こすHRAC:15^{*1}に分類される。申請者より提出された資料によれば、成長部位での正常な細胞分裂ができなくなるために枯死に至るものと考えられる。本邦での初回登録は1970年である。

製剤は粒剤及び乳剤が、適用農作物等は穀類、果樹、野菜、飼料作物、芝等がある。原体の輸入量は41.5 t (令和4年度^{*2})、308.0 t (令和5年度)、154.0 t (令和6年度)であった。

^{*1}参照：<https://www.croplifejapan.org/activity/mechanism.html>
<https://www.hracglobal.com/>

^{*2}年度は農薬年度（前年10月～当該年9月）、出典：農薬要覧-2025-（（一社）日本植物防疫協会）

3. 各種物性等

| | | | |
|--------|---|------------------|---|
| 外観・臭気 | 白色固体（結晶）、 無臭（常温） | 土壌吸着係数 | $K_{F_{OC}}^{ads} = 61-790$ (25°C) $K_{F_{OC}}^{ads} = 120-920$ (温度不明) |
| 融点 | 40.5-41.5°C | オクタノール ／水分配係数 | $\log Pow = 3.09$ (25°C、蒸留水) |
| 沸点 | 201-203°C (1,333 Pa) | 生物濃縮性 | $BCF_{ss} = 340$ (0.25 mg/L) $BCF_{ss} = 520$ (0.01 mg/L) |
| 蒸気圧 | 2.1×10^{-3} Pa (21°C) | 密度 | 1.1 g/cm ³ (45°C、熔融時) |
| 加水分解性 | 半減期 1年以上 (25°C ; pH5、7、9) 2年以上 (25°C ; pH3、6、9) | 水溶解度 | 200 mg/L (20°C、pH 不明) |
| 水中光分解性 | 半減期 41日（東京春季太陽光換算 176日） （滅菌精製水、25°C、35.8-35.9 W/m ² 、300-400 nm） 58日（東京春季太陽光換算 250日） （滅菌蒸留水、pH6.6、25°C、425 W/m ² 、300-800 nm） 27日（東京春季太陽光換算 116日） （滅菌自然水、pH7.9、25°C、425 W/m ² 、300-800 nm） | | |
| pKa | pH2.6-12.2の範囲で解離は認められない | | |

II - 1. 安全性評価

| | |
|---|-----------------|
| 許容一日摂取量 (ADI) | 0.01 mg/kg 体重/日 |
| <p>食品安全委員会は、令和8年5月13日付けで、アラクロールのADIを0.01 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を農林水産省に通知した*。</p> <p>なお、この値はイヌを用いた1年間慢性毒性試験における無毒性量1 mg/kg体重/日を安全係数100で除して設定された。</p> | |

*<https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20250305041>

II - 2. 水質汚濁に係る農薬登録基準

| | |
|-----------------------|--|
| 登録基準値 | 0.02 mg/L |
| 以下の算出式により登録基準値を算出した*。 | |
| 0.01 (mg/kg 体重/日) | × 53.3 (kg) × 0.1 / 2 (L /人/日) = 0.026… (mg/L) |
| ADI | 体重 10 %配分 飲料水摂取量 |

* 登録基準値は、体重を53.3 kg、飲用水を1日2L、有効数字は1桁（ADIの有効数字桁数）とし、2桁目を切り捨てて算出した。

＜参考＞ 水質に関する基準値等

| | |
|----------------------------------|-----------|
| (旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準* ¹ | なし |
| 水質要監視項目* ² | なし |
| 水質管理目標設定項目* ³ | 0.03 mg/L |
| ゴルフ場暫定指導指針* ⁴ | — |
| WHO飲料水水質ガイドライン* ⁵ | 0.02 mg/L |

*¹ 平成17年8月3日改正前の「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和46年3月2日農林省告示346号）第4号に基づき設定された基準値。

*² 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

*³ 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。

*⁴ 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針の一部改定について」（令和2年3月27日付け環水大土発第2003271号環境省水・大気環境局長通知）の別表において設定された水濁指針値（水質汚濁に係る農薬登録基準が設定されているものを除く）。

*⁵ Guidelines for drinking-water quality, fourth edition

Ⅲ. 水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

1. 製剤の種類及び適用農作物

再評価に伴って提出された資料によれば、本農薬の製剤は粒剤及び乳剤が、適用農作物等は穀類、果樹、野菜、飼料作物、芝等がある。

2. 水濁 PEC 算出

(1) 水田使用時の水濁 PEC（第1段階）

水田使用時に該当する使用方法がないため、算定の対象外。

(2) 非水田使用時の水濁 PEC（第1段階）

非水田使用時において、水濁 PEC が最も高くなる使用方法（下表左欄）について、第1段階の PEC を算出した。算出に当たっては、農薬取締法テストガイドラインに準拠して下表右欄のパラメーターを用いた。

| PEC 算出に関する使用方法 | | 各パラメーターの値 | |
|-----------------------------|-----------------------|--|-------|
| 適用農作物等 | 日本芝 (こうらいしば) | I : 単回・単位面積当たりの有効成分量 (有効成分 g /ha) (左欄の最大使用量を希釈倍数で除し、 有効成分濃度を乗じた上で、単位を調整 した値) | 5,160 |
| 剤型 | 43.0%乳剤 | N_{app} : 総使用回数 (回) | 3 |
| 当該剤の単回・ 単位面積当たり 最大使用量 | 1.2 mL/m ² | D_{river} : 河川ドリフト率 (%) | 0.2 |
| 希釈倍数 | — | Z_{river} : 河川ドリフト面積 (ha) | 0.11 |
| 地上防除 /航空防除の別 | 地上防除 | R_u : 畑地からの農薬流出率 (%) | 0.02 |
| 使用方法 | 全面土壌散布 | A_p : 農薬使用面積 (ha) | 37.5 |
| 使用回数 | 3回 | f_u : 施用方法による農薬流出補正係数 | 1 |

(3) 水濁 PEC 算出結果

| 使用場面 | 水濁 PEC _{Tier1} (mg/L) |
|-------------|-------------------------------------|
| 水田使用時 | 適用なし |
| 非水田使用時 | 0.0002379 … |
| うち地表流出寄与分 | 0.0002370 … |
| うち河川ドリフト寄与分 | 0.000000907 … |
| 合計* | 0.0002379 … ÷ <u>0.00024 (mg/L)</u> |

* 水濁 PEC の値は有効数字2桁とし、3桁目を四捨五入して算出した。

IV. 総 合 評 価

水濁 PEC は 0.00024 mg/L であり、登録基準値 0.02 mg/L を超えないことを確認した。

<検討経緯>

平成24年10月30日 中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（第32回）

令和8年6月17日 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会（第101回）